

## 浄化センター等施設維持管理包括業務公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、浄化センター等施設維持管理包括業務の委託に際し、尾張旭市（以下「市」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 実施目的

本業務は、市が発注する浄化センター等施設維持管理包括業務について、民間事業者のノウハウや技術力を最大限に活用して、下水道施設運営の効率化や安定した下水処理機能の維持、環境保全、持続可能な施設運営を実現させるために最良の提案を求め、技術提案能力、業務実施能力など業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。

### 2 事業者の選定方法

市が、公募による事業者からの企画提案書について書類審査及びプレゼンテーション審査し、最も優れた提案を行ったと認められる者を事業候補者として選定する。

### 3 業務概要

#### (1) 業務名

浄化センター等施設維持管理包括業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務内容

東部浄化センター及び西部浄化センター並びに各浄化センターが管轄するマンホールポンプ場における施設の維持管理  
詳細は、契約書及び要求水準書のとおり。

#### (3) 委託方式

本業務は、各種業務を包括的に性能発注により委託する、包括的民間委託とする。

#### (4) 契約期間及び業務期間

契約期間は、契約締結日から令和11年9月30日までとする。

業務履行期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

#### (5) 業務引継

業務開始に当たり、契約日から令和8年9月30日までの期間は、業務準備期間として円滑な業務の遂行を図るための準備を行うとともに、受注者は自己の負担により、現在の施設維持管理業務受注者から業務の実施に支障をきたさない範囲内において、引継ぎを受けることができる。

### 4 見積限度額

総額665,178,000円

（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含まない）

- (1) 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すた

めのものであることに留意すること。

- (2) 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。
- (3) 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。
- (4) 各年度の上限額については次のとおりとする。

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
委託料(税抜)	109,189	218,508	225,247	112,234

## 5 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 令和8・9年度尾張旭市物品の製造等入札参加資格者名簿大分類「03 役務の提供等」のうち中分類「01 建物等各種施設管理」に登録されている者のうち、小分類「08 上・下水道施設管理」のうち細分類「02 下水道施設管理（運転・点検・保守）」に登録されている者で、かつ、尾張旭市、瀬戸市又は長久手市に入札参加資格確認申請時の契約先を有すること。
- (2) 1日の処理能力が10,000 m<sup>3</sup>以上の下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場の維持管理業務を過去10年以内に履行した実績を有すること。
- (3) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定により、下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。
- (4) 東部浄化センター及び西部浄化センターにそれぞれ次に掲げる条件を満たす者を業務実施場所に配置できる者であること。両浄化センターの兼任は認めない。
  - ア 下水道法施行令第15条の3に規定する有資格者
  - イ 第3種下水道技術検定合格者
  - ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
  - エ 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）
  - オ 玉掛技能講習修了者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 公告から契約締結日までの間、尾張旭市指名停止取扱要領（平成12年2月1日当初施行）に基づく指名停止又は、それに準ずる措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は

競売手続の開始決定がなされていないこと。

- (10) 共同企業体ではないこと。

## 6 選定日程

内 容	日 程
公募開始（市ホームページ掲載）	4月13日（月）
実施要領等配布期間	4月13日（月）から5月8日（金）まで
質問受付期間（第1回）	4月13日（月）から4月23日（木）まで
現場説明会申込受付	4月13日（月）から4月23日（木）まで
現場説明会	4月28日（火）
質問回答期日（第1回）	5月1日（金）
参加表明書類提出期限	5月8日（金）
参加資格確認通知	5月15日（金）までに通知
質問受付期間（第2回）	5月15日（金）から5月22日（金）まで
質問回答期日（第2回）	5月29日（金）
提案書等提出期間	6月1日（月）から6月10日（水）まで
プレゼンテーション審査	6月17日（水）予定
審査結果通知	6月26日（金）予定
契約に関する協議	別途通知
契約締結	7月上旬（予定）
引継期間	7月上旬（予定）から9月30日（水）まで
業務開始	10月1日（木）

## 7 実施要領等の配布

- (1) 配布期間

令和8年4月13日（月）午前9時から

令和8年5月8日（金）午後5時15分まで

- (2) 配布場所

尾張旭市役所上下水道部浄化センター管理係（西部浄化センター）

- (3) 配布資料

実施要領、提出書類様式、要求水準書、要求水準書別紙、契約書案及び審査基準表の関係書類は、本市ホームページからダウンロードすることができる。なお、要求水準書に含まれる参考資料及び図面資料については、ホームページには掲載しないため配布場所のみで配布する。

- (4) 配布した資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

## 8 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）

- (2) 会社概要（様式2）
- (3) 業務実績（様式3）
- (4) 配置予定有資格者（様式4）
- (5) 質問書（様式5）
- (6) 辞退届（様式6）
- (7) 企画提案書（様式7）
- (8) 提案書（様式8-1～10）
- (9) 参考見積書、見積内訳書（様式9-1、2）

## 9 現場説明会

現場説明会は、東部浄化センター及び西部浄化センターにて次のとおり行う。

- (1) 日時  
令和8年4月28日（火） 午前9時から午前11時まで（西部浄化センター）  
午後2時から午後4時まで（東部浄化センター）
- (2) 申込方法及び申込先  
申込みの際は、事業者名、見学者名及び連絡先を記入の上、次の電子メールアドレス宛てに提出すること（様式自由）。  
尾張旭市役所上下水道部浄化センター管理係（西部浄化センター）  
電子メールアドレス s-jyouka@city.owariasahi.lg.jp  
※ 件名に[現場説明会：「浄化センター等施設維持管理包括業務」]と明記すること。
- (3) 申込期限  
令和8年4月23日（木）午後5時15分まで（必着）
- (4) 参加人数  
1者ごとの参加人数は5人までとする。
- (5) その他  
現場説明会の際に、写真撮影は可能とするが、本業務以外への使用は認めない。

## 10 参加表明等

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

- (1) 提出書類  
参加表明書（様式1）：原本1部  
会社概要（様式2）：原本1部  
業務実績（様式3）：原本1部  
配置予定有資格者（様式4）：原本1部
- (2) 提出に関する留意事項  
ア 業務実績（様式3）  
業務実績は元請として実施したものを対象とすること。  
イ 配置予定有資格者（様式4）  
資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。

(3) 提出先  
尾張旭市役所上下水道部浄化センター管理係（西部浄化センター）

(4) 提出方法  
持参

(5) 提出期限  
令和8年5月8日（金）午後5時15分まで（必着）  
※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(6) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、参加者に対し令和8年5月15日（金）までに電子メールにて通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付して通知する。なお、参加資格がないと判断された参加者は、その理由の説明を求めることができる。この理由の説明を求める場合は、尾張旭市西部浄化センターへその旨を記載した書面を持参提出すること。

## 11 企画提案

企画提案については、以下の提出書類に各々のインデックスを付け、7部提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式7）

イ 提案書（様式8-1～10）

ウ 参考見積書、見積内訳書（様式9-1、2）

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 提案書

- ① 事業者を特定できるような表現や企業名は用いない。
- ② 提案書（様式8-1～10）は、各様式で2ページ以内とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。提案書以外に、付属資料の添付は認めない。
- ③ A4版縦置き左綴じとし、全て横書きとする。図表、図面等を使用する場合において、A3版を使用する場合は1ページと換算するが、使用する際には折り綴じること。
- ④ 原則としてフォントはMS明朝体12ポイント以上とすること。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについてはこの限りではない。
- ⑤ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- ⑥ 記述に当たっては、「目標とする」、「目指します」、「提案します」、「努めます」などの曖昧な表現は控えること。
- ⑦ モノクロ、カラーは自由とする。

イ 参考見積書（様式9-1）

参考見積金額（税抜）については、要求水準書及び契約書に記載された業務の

参考見積金額の総額を記載すること。

ウ 見積内訳書（様式9-2）

見積内訳書は、各年度の業務別の内訳金額を積算し、すべての欄に記載すること。なお、積算の根拠となった明細書がある場合は様式は任意とし、追加で添付することを認める。

(3) 提出場所

尾張旭市役所上下水道部浄化センター管理係（西部浄化センター）

(4) 提出方法

持参

(5) 提出期限

令和8年6月10日（水）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

## 12 質疑応答等

本業務に関する質問については、次の要領で提出すること。ただし、第2回の質問は、参加資格確認で合格したものに限る。

(1) 提出方法及び提出先

質問事項を質問書（様式5）に記入の上、次の電子メールアドレス宛てに提出すること。

尾張旭市役所上下水道部浄化センター管理係（西部浄化センター）

電子メールアドレス s-jyouka@city.owariasahi.lg.jp

※ 件名に[質問書:「浄化センター等施設維持管理包括業務」]と明記すること。なお、電子メール本文には、必ず担当部署名及び担当者名を記載すること。

(2) 提出期限

（第1回）令和8年4月23日（木）午後5時15分まで（必着）

（第2回）令和8年5月22日（金）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(3) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、第1回は参加表明事業者全員に対して令和8年5月1日（金）までに、第2回は参加資格確認で合格したものに対して令和8年5月29日（金）までに電子メールにより回答する。また、回答は市ホームページにおいても公表する。ただし、その質問の内容が本プロポーザルによる業者選定に公平性を保てない場合等は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 13 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式6）を西部浄化センター事務室に直接持参すること。なお、辞退は自由であ

り、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもすることはない。

## 14 審査方法

### (1) 審査方法

審査委員による書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、審査基準表（別表1）に基づき審査採点し、合計評価点が最も高く、最も優れた提案を行ったと認められる事業候補者を選定する。なお、合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

### (2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時 令和8年6月17日（水）予定

※ 参加人数は、機器操作者を含め5人以内とする。

※ 日時及び開催場所の詳細は、別途通知する。

イ プレゼンテーション審査の内容（1事業者30分）

・プレゼンテーション（20分）

・質疑応答（10分）

※ 機器の設置は、プレゼンテーション開始時間までに行うこととする。開始時間を過ぎた場合は、所要時間に含めることとする。

※ 事務局が準備する物品は、スクリーン及び延長コード、プロジェクター（HDMIコード）のみとし、パソコン等は準備しない。

### (3) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。また、文書発送後、事業者名及び審査結果を本市のホームページに掲載し、公表する。

### (4) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けない。

## 15 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則（昭和53年9月20日）等に従い、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。また、年度別の支払金額については、協議により決定する。

## 16 その他の留意事項

(1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

(2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しないものとする。

(4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。

(5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。

(6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する

報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。
- (10) 本提案に対する個別のヒアリング及び説明の要請は、受け付けない。

## 17 連絡先

尾張旭市役所上下水道部浄化センター管理係（西部浄化センター）

住 所：〒488-0838

尾張旭市庄中町一丁目4番地6

電 話 番 号：0561-51-3322

F A X：0561-51-2911

電子メールアドレス：s-jyouka@city.owariasahi.lg.jp

受 付：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日除く）。